NURO クラウド利用規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます）は、NURO Biz 利用規約本則の個別規定として、NURO クラウド利用規約（以下「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

第１条　（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

1. 「本サービス」とは、インターネット上に構築した仮想化されたサーバーを利用したサービスをいいます。詳細は別紙に定めます。なお、本サービスには、大きく分けて３種類あります。
   （１）　SaaS（Software as a Service)インターネット上の仮想化されたサーバーにアプリケーションを搭載して、当該アプリケーションを提供するサービスをいいます。
   （２）　PaaS (Platform as a Service)インターネット上の仮想化されたサーバーにミドルウェアを搭載して、当該アプリケーション開発プラットフォームを提供するサービスをいいます。
   （３）　IaaS (Infrastructure as a Service)インターネット上の仮想化されたサーバー設備等を提供するサービスをいいます。
2. 「アカウント」とは、本サービスを利用するために必要な ID およびパスワード等をいいます。
3. 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第２条　（本規約）

1. 利用者は、本規約および弊社が別途定める、NURO Biz 利用規約本則並びにその他本サービスに関する諸規定（弊社が本サービスを提供するために第三者からサービスの提供を受けている場合は、当該第三者が定める各種諸規定を含みます。本則以外の規定を総称して、以下「その他個別規定」といいます）に従って本サービスを利用するものとします。
2. 弊社は本規約を変更することがございます。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。
3. 本規約に定める内容と NURO Biz 利用規約本則並びにその他個別規定に定める内容

が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。なお、本規約と本規約別紙に定める内容が異なる場合には、本規約別紙に定める内容が優先して適用されるものとします。

4. 契約者が弊社と特約を締結した場合は、特約が本規約および NURO Biz 利用規約本則並びにその他個別規定に優先します。なお、特約に定めのない事項については、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
5. 本サービスの契約に関する手続きは、弊社が受け付けた順に従い、弊社所定の方法により弊社が申込者を契約者として登録した時点をもって契約が成立するものとします。ただし、弊社は、弊社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することがございます。なお、弊社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。
6. オプションサービスのみのお申し込みは行えません。

第３条　（本サービス）

1. 弊社は、契約者に対してアカウントを発行し、これを何れかの連絡方法（電子メール、FAX、郵送等)にて契約者に通知した時点をもって本サービスにかかる課金を開始します。
2. 本サービスは、別途弊社の定める数量のアカウント単位でのみ申し込むことができるものとします。
3. サービス内容および提供条件は、本規約に記載の内容の通りとします。

第４条　（料金）

1. 契約者は、本サービスにかかる初期費用（以下「初期費用」といいます）および本サービスの利用料金（以下「本サービス利用料金」といいます。詳細は別紙に定めます。）を別途弊社が定める方法により弊社に支払うものとします。なお、料金は消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます)で料金を定めます。
2. サービス開始日はアカウントを発行した日です。サービス開始月はサービス開始日を含む月です。
3. 課金開始日はサービス開始日です。課金開始月は課金開始日を含む月です。
4. 初期費用は、最初の課金月に請求いたします。
5. 本サービス利用料金は年払いとし、課金開始月に発生します。ただし、本サービスのうち、別紙に月払いが記載されている場合は、年払い以外に月払いを選択することができます。
6. 年払いの場合、弊社は課金開始月から更新日前月末日までの利用料金を契約に一括にて請求するものとします。
7. 月払いの場合、アカウント発行月より毎月１日から末日までの利用料金を契約者に

請求するものとします。

8. 弊社は、本サービスの料金プランについて、契約期間を設定することができるものとします。
9. 契約期間は、課金開始日から、課金開始日の１１カ月後の日を含む暦月の末日までとします。なお、契約期間終了日の１カ月前までに所定の文書にて解約の申し出がなければ、契約期間は、契約期間満了日の翌日から１１カ月後の日を含む暦月の末日まで自動的に更新するものとし、以降も同様とします。
10. 契約期間内に契約者が本サービスを解約またはアカウントを減数する場合、弊社は所定の文書にて申し出した場合は、これを受理します。なお、弊社は解約申込日の翌月から契約期間満了月までの期間の本サービス利用料金(以下、「残余期間」といいます」)を一括にて請求します。なお、すでに残余期間の本サービス利用料金が支払済みである場合は、当該利用料金を返金いたしません。
11. 弊社がアカウント発行手続きに着手する前までに、契約者が所定の文書にて弊社に本サービスの申し込みの撤回(キャンセル)を申請した場合、弊社はこれを受理します。契約者は、弊社が別途定める料金表に規定のキャンセル料金および当該撤回に伴って弊社に生じた損害相当額（機器、ソフトウェアおよび人員等の手配等に要した費用を含みますが、これに限られません）を支払うものとします。

第５条　（利用方法の習得）

利用者は、自らの責任において本サービスの利用方法を習得するものとする。利用者が利用方法を理解できない場合でも、課金はあくまでアカウント発行により成立するものとします。

第６条　（サポート）

契約者は、本規約に定める範囲内で本サービスのサポートを受けることが出来ます。

第７条　（担保責任）

弊社が契約者に対してアカウントの通知を完了した場合、本サービスは瑕疵のない正常な性能を備えた状態で納入されたものとみなし、弊社は瑕疵担保責任を一切負わないものとします。

第８条　（責任の制限）

1. 弊社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを 24 時間以上連続して利用できなかった場合、弊社は連続停止時間を 24 時間で割り、日数の小数点以下を切り捨てた日数分、月額料金の日割り分を減額するものとします。

2. 弊社の責に帰すべき事由であっても、故意または過失による場合を除いて、その賠償額は月額料金または年額料金の１／１２のどちらか少ないほうの金額を上限とします。
3. 前項の定めに拘らず、弊社はいかなる場合においても本サービスの提供に関して、間接的損害、付随的損害、結果的損害、逸失利益、売上げの喪失、データの消失について、そのような損害が生じる可能性について知っていたか或いは知り得たかに拘わらず、一切の責任を負わないものとします。特に弊社が以下の事項につき一切保証をしないことを、利用者はここに確認するものとします。

（１） 利用者が利用する本サービスの安全性
（２） 利用者が本サービスを利用した時のレスポンスタイム
（３） 本サービスの障害が本サービスの保証範囲外の障害に起因する場合
（４） 本件サービスの障害が利用者の故意、過失、その他利用者の責に帰すべき事由に起因する場合
（５） 天災地変その他不可抗力に起因して障害が生じた場合
（６） 天災地変その他不可抗力により保守業務履行の遅滞が生じた場合
（７） 利用者が本契約に基づく義務を履行しない場合
（８） 提携先の仕様変更やサービス提供中止によって生じた事項
（９） 弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害
（10） 本サービスの停止等に起因する、またはその他一切の逸失利益

4. 弊社および作業員等の助言に基づいての作業は、利用者の責任において全て実施するものとします。

第９条　（ソフトウェアの複製等禁止）

1. 利用者は本サービスを構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます）に関し、当該ソフトウェアメーカー指定のライセンス契約書の規定を遵守するものとします。
2. 利用者はソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできません。

（１） 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用権設定を行うこと
（２） ソフトウェアを本サービス以外に利用すること
（３） ソフトウェアを複製すること
（４） ソフトウェアを改変すること

第１０条　（端数処理）

弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第１１条　（料金等の支払い）

１．契約者は、料金について、弊社が指定する期日までに、弊社が指定する金融機関等を通じて支払うものとします。
２．契約者は、料金について、所定の支払期日までに支払うものとします。
３．料金は、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第１２条　（遅延利息）

利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年１４．５％の割合（閏年も３６５日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から計算して１０日以内に支払いがあった場合は、この限りではございません。

第１３条　（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他弊社の責に帰することのできない事由に起因する弊社の履行遅延または履行不能については、弊社は何らの責任も負わないものとします。
2. 前項の場合、弊社は利用者に対し通知のうえ、本規約の全部または一部を変更または解除することができるものとします。

第１４条　（利用者の通知義務）

利用者は、本サービスについて権利を主張する者があるときは、遅滞なく、これを弊社に通知しなければならないものとします。

第１５条　（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、自ら(役員および従業員を含みます。以下本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   （１）　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   （２）　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   （３）　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え

る目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.　利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為

（５）　その他、前各号に準ずる行為

第１６条　（消費税相当額の加算）

本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に契約期間の消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。なお、消費税相当額が変更された場合には、利用者はその差額分を弊社に支払うものとします。

（注１）　当該料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとし、税抜額といいます）によるものとします。

（注２）　当該料金表において消費税相当額込（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）と表示されていない額は、税抜額とします

（注３）　この本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合がございます。

第１７条　（割増金）

契約者は、料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（弊社が別途定める料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

第１８条　（存続条項）

本規約がいかなる事由により終了した場合においても、第８条(責任の制限)、第１３条（不可抗力)、および本条は引き続き有効とします。

第１９条　（サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがございます。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

附則：この規約は 2015 年 12 月 15 日から実施します。
2016 年 5 月 9 日　一部改定
2016 年 6 月 1 日　一部改定
2016 年 8 月 1 日　一部改定
2016 年 9 月 1 日　一部改定
2016 年 10 月 13 日　一部改定
2016 年 12 月 2 日　一部改定
2017 年 2 月 13 日　一部改定
2017 年 4 月 1 日　一部改定
2017 年 8 月 1 日　一部改定
2017 年 10 月 2 日　一部改定
2017 年 10 月 4 日　一部改定
2017 年 11 月 1 日　一部改定
2017 年 11 月 15 日　一部改定
2017 年 11 月 22 日　一部改定
2018 年 1 月 5 日　一部改定
2018 年 1 月 22 日　一部改定
2018 年 2 月 1 日　一部改定
2018 年 3 月 1 日　一部改定
2018 年 3 月 19 日　一部改定
2018 年 4 月 1 日　一部改定
2018 年 10 月 1 日　一部改定
2018 年 11 月 1 日　一部改定
2019 年 1 月 1 日　一部改定
2019 年 2 月 1 日　一部改定
2019 年 4 月 1 日　一部改定
2019 年 4 月 26 日　一部改定
2019 年 6 月 3 日　一部改定
2019 年 7 月 1 日　一部改定

2019年8月1日　一部改定
2019年9月2日　一部改定
2019年11月1日　一部改定
2019年11月18日　一部改定
2019年12月16日　一部改定
2019年12月23日　一部改定
2020年1月29日　一部改定
2020年2月26日　一部改定
2020年5月8日　一部改定
2020年6月17日　一部改定
2020年12月1日　一部改定
2021年3月5日　一部改定
2021年6月1日　一部改定
2021年7月1日　一部改定
2021年8月10日　一部改定
2021年9月13日　一部改定
2021年10月22日　一部改定
2021年11月8日　一部改定
2021年12月15日　一部改定
2022年2月1日　一部改定
2022年3月1日　一部改定
2022年4月1日　一部改定
2022年5月1日　一部改定
2022年5月9日　一部改定
2022年7月1日　一部改定
2022年8月1日　一部改定
2022年9月1日　一部改定
2022年10月1日　一部改定
2022年10月17日　一部改定
2022年11月1日　一部改定
2022年12月1日　一部改定
2022年12月12日　一部改定
2023年2月1日　一部改定
2023年4月11日　一部改定
2023年7月1日　一部改定
2023年9月1日　一部改定

2023年10月1日　一部改定
2023年11月1日　一部改定
2024年2月1日　一部改定
2024年4月1日　一部改定
2024年7月1日　一部改定
2024年9月4日　一部改定
2025年1月20日　一部改定
2025年2月20日　一部改定
2025年6月1日　一部改定
2025年7月1日　一部改定
2025年8月1日　一部改定
2025年10月1日　一部改定
2025年11月1日　一部改定